

第十九回国会  
衆議院

# 大蔵委員會議録第五十八号

昭和二十九年五月二十日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君  
理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君  
理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君  
理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君  
理事 井上 良二君

有田 二郎君 大上 司君  
大平 正芳君 小西 寅松君  
吉米 英俊君 福田 越夫君  
藤枝 泉介君 中野 四郎君  
福田 繁芳君 春日 一幸君  
平岡 忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 植木 庚子郎君  
大蔵事務官 正示 啓次郎君  
(主計局長)  
大蔵事務官 河野 通一君  
(銀行局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 小倉 孝次君  
(主計官)  
會計検査院事務官 白木 康進君  
(事務局長)  
房務課長  
會計検査院事務官 小峰 保榮君  
(三局長)

専門員 椎木 文也君  
専門員 黒田 久太君

本日の會議に付した事件

補助金等に係る予算の執行の適正化  
に関する法律案(内閣提出第一四七  
号)

出資の受入、預り金及び金利等の取

締に関する法律案(内閣提出第八一  
号)  
証券取引法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八八号)

○千葉委員長 これより會議を開きま  
す。

本日は、まず補助金等に係る予算の  
執行の適正化に関する法律案を議題と  
して質疑を続行いたします。質疑は通  
告席によつてこれを許しますが、本日  
御出席の政府委員といたしましては、  
植木政務次官、それから主計局長の  
正示さんと、主計官の小倉孝次君、さ  
らに會計検査院から検査第三局長小峰  
保榮君、それから同じく官房総務課長  
の白木康進君が御出席になつておりま  
す。

それでは第一に大平君にお願いしま  
す。

○大平委員 先日の本委員会におきま  
して政務次官に對しまして若干質疑を  
しておきましたが、少し残つておりま  
すので、二、三引續いて御質疑を申し  
上げたいと思ひます。

私がこの法律案を拜見した場合にま  
ず考へましたことは、先日申し上げ  
ました通り、予算を適正に編成するこ  
ういふようなことは、この法律を出すこ  
とよりも大事なことである。だから予  
算を適正に編成されるようなことに障  
害を与えるような事情があることに  
ば、まずそういうことを除去してかか  
る方が先ではないかというようにな  
る方を申し上げたのであります。またそ

いうことにつきまして政府側にいろいろ  
な御用意があらますれば、本委員会  
としてもこれに御協力をお願いして、  
できるだけ與應に合つた、そして円滑  
にかつ適正に施行ができるような予算  
をつくるというのをまず考慮に入れ  
なければならぬのじやないかというこ  
とを申し上げたのであります。その際  
私が申し上げようと思つておつたので  
すが、われ／＼が痛感しておりました  
例を、われ／＼が痛感しておりました  
例を伺ひたいと思つたのであります。

が、それは災害復旧費でございます。  
災害復旧費といふのは、御承知のよう  
に一般の改良事業、維持補修事業等と  
補助率が違つております。災害が非常  
に例外的に起つて、その規模、頻度と  
いふようなものが戦前におけるように  
少い、小さいといふことでございま  
す。

それは、補助率を別にいたしまして、そ  
うしてこれを優遇するといふことは考  
えられぬわけですが、しかし戦時中か  
ら戦後にかけての事態は、これは非常  
に私はかわつてゐるのじやないかと思  
うわけですが。戦時中に公共土木施設に  
つきまして維持補修を怠つたがため  
に、戦後におきまして非常な大規模な  
災害が、しかも年々歳々起つておると  
いふことでございまして、一般の改良  
事業にいたしまして、これはどちら  
かといへば、もう戦時中の荒廢を追  
かけてやつておると思つたのでありま  
す。言いかえれば、災害の予防事業と  
いふことになるわけでありまして。わが  
国の土木事業、公共事業といふもの

は、災害を離れて考へられない。つま  
り災害が一般原則になつたといつても  
さしつかえなからうと思つたのでござ  
います。ところがこの災害復旧費とい  
うものは、従つて年々歳々ふくれて来  
ております。その頂点は去年の災害で  
あつたと思つたのであります。去年の災害の  
ときに国会がとりました措置といふもの  
は、かつてない措置であつたと思つた  
のでございまして、これは財政に非常な  
脅威であつたことも御承知の通りで  
ございまして。そこで私も申し上げた  
のは、この災害を特別に異例な措置  
として予算上考へるべきかどうかとい  
ふことでございまして。このように災害  
が一般化して参り、規模が大きくな  
り、頻度が多くなつて来たといふ段階  
におきましては、もう災害も一般の改  
良事業も何らかのかわりがない、むしろ災  
害の方が原則だとすれば、災害につ  
いてももう少し真剣に検討してみないと、  
予算の適正な施行ができないのではな  
いかといふことになりはしないかと思  
ひます。

そこで一番根本の欠陥は何かとい  
うと、結局災害復旧事業に対する補助率  
が高く、改良事業と違つておること  
でございます。補助率が高いから、ど  
ういたしましていかわゆる災害便乗と  
いふことが行われるわけですが。また補  
助率が違つて優遇を受けますが。また補  
助率、災害復旧費といふのは、地方にた  
りまして非常な魅力がございます。従  
つてこれだけの災害を受けたというそ

の見積りにつきましては、決して厳正  
に見積られておるものとは思ひませ  
ん。問題は補助率が高いといふことに  
結局歸するわけでございます。のみな  
らず、災害といふのは、起りましたら  
即座にこれは応急の手当をしなければ  
なりませんので、地方の行政官庁にお  
いて機動的に処置しなければいかぬと  
いふような事情もありましたためか、中  
央における災害復旧事業そのものに對  
する把握が非常に弱く思ひます。各  
省におきまして、その所管の災害復  
旧事業につきましては、まず地方から  
の報告を求めて、そしてそれに対し  
て一定の金額を白紙委任的に渡して  
おります。そしてどう／＼実行いたし  
ておるわけでございます。普通の改良  
事業のように、一定の計画が立つて、  
十分な積算を固めて行つて、そして  
事業をやるといふようなことがないの  
でございまして。災害がこのように特例  
でなくして一般になつた場合には、災害  
も一般の原則に落してしまつて、改良  
事業も災害復旧事業も同じベースにお  
いて一貫した計画で考へるというよう  
なことにしないと、災害復旧事業にか  
らまる予算の不適正な使用といふこと  
はなか／＼跡を断つことができない。

こういう事態になつた以上は、政府に  
おいて思ひ切つて予算編成にあたりま  
しては、改良事業であらうと災害復旧  
事業であらうと同じ補助率で、そして  
中央の厳正な監督のもとに、一定の  
計画に基いて復旧して参るというよう  
にすれば、予算の不適正な使用とい

うことの大半は救われるのではないかと  
思いますが、そういつたことにつ  
いて大蔵省、それからまた具体的に批難  
事項を処理されております会計検査院  
側から、今申し上げた私の意見に對し  
てのお考えを承りたいと思ひます。

○植木政府委員 補助の使用の状況  
が、近年ややもすれば不正な申請があ  
りました。あるいは不当な使用がひ  
びんと行われまして、そのため  
に何らかの措置をここで講じなければ  
ならないかというふうに考えまして、  
この法律案の御審議をお願いしてお  
る次第であります。こうした近年にお  
ける不正な使用の増加の原因が、た  
だいま御指摘になりましたように、戦  
後において災害が非常に多い、しかも  
規模が大きく、連年である。しかもそ  
うした災害の場合におきます補助率  
が一般の改良事業に比較して高くな  
つておる。これがややもすればこうし  
た不正な使用の原因になつておるは  
しないかという御質問でございますが  
、そうしたことも確かに一つの原因  
になつておると思ひます。しかし私  
は、その点につきましては、なるほど  
災害に便乗して、そうしていわゆる水  
増しの要求をするとか、あるいは本来  
は改良でやるべきものを災害で適当に  
ごまかしてやつて行こうというよう  
な場合においては、仰せのような事例が  
これに該当するのであると考へるので  
あります。かりに災害復旧事業その  
もののにいたしましても、やはり忠実に  
それこそ正當なる補助金の要求を出  
し、その使用もまた適正に行われると  
いうことでなければならぬと考へるの  
であります。しかるに、それがややも  
すればどうもいかげんな使用がひん

びんとして発見せられることは、これ  
はいろいろ原因があると思ひます。た  
えば戦後における一般の思想的な悪  
化の問題もございましょう。あるいは  
また公務員——これは公務員と申しま  
しても、国家公務員、地方公務員通じ  
ての問題といたしまして、綱紀の弛緩  
の問題もあるのではないかと考へるの  
であります。あるいは一般の風潮とし  
て、予算の積算の仕方にも、非常にイ  
ソフレが年々高進して行く、しかも  
それに対してインフレの情勢に應じた  
適実なる予算が組み得なかつたとい  
うことなども、不正を誘発する一つの原  
因にはなつておつたのだらうと思ひ  
ます。しかしながら幸にしてだ  
んだんと経済界も安定の状況になつて  
参りました今日といたしましては、ど  
うしてもひとつこの際こそ何らか適正  
な手續をきめて、規矩準繩を定めたこ  
ろに官も民も一緒になつてついでに  
ついでにいたして、正しい補助金の使  
用をやつていただきたい、かようなこ  
ろを政府はねらつておるのでありま  
す。なおこの点の詳細につきましては  
他の政府委員からも申し上げますが  
私といたしましては、今のお話のよう  
な災害が非常に多い、従つて災害復  
旧のものを改良事業とひとつ考へ直して  
一緒にしてしまつたらどうかという御  
意見に對しては、一つの御意見とは考  
へますが、必ずしもそれがただちに  
いふふうに考へられないのであ  
ります。と申しますのは、改良事業  
にいたしますと、やはりこれはある程度  
の平時的な施設といわなければなら  
ません。従つてこれに對しては、当該補  
助事業を行うところの公共団体にいた  
しまして、個人にいたしましては、

相當の負担をせしめらう必要がある。  
国はほんとうにこれに對してその趣旨  
に賛成し助長するといふ、さし水的  
な勧誘的な立場をとればよいのであ  
ります。爾余の分はやはり当該公共  
団体なり個人がみずから自発的に仕  
事を進めて、これに國は援助の手をさ  
し述べるといふふうでなければならぬ。  
従つて補助率は比較的低くてもいい  
のではないかと、かように思ひのであ  
ります。ところが災害復旧の事業にな  
りますと、災害の程度にもよります  
けれども、多くの場合は、当該公共団  
体なり、あるいは個人なりの罹災者の財政  
状態といふものは、非常な窮乏の状  
態に置かれる場合がほとんどすべての場  
合に見られるのであります。かよう  
な場合におきましては、相當補助率を  
厚くしてやらなければ災害復旧がで  
きないという状態にありまします。こ  
の点は災害の場合に補助率が高いとい  
うことはやむを得ない、かように考へ  
るのであります。しかしながら御指摘の  
ごとく、今日日本の財政力といふもの  
が、災害復旧のために非常な多額の金  
がかかる、一方改良事業のためにでき  
ないだけの投資をしなければならぬとい  
う情勢にあるときに、両方に一体平  
衡的に金を使つていいのかという問題  
になります。私自身も非常にこの点  
間を感じております。たとえば昨年の  
ごとき大きな全国的な災害がありま  
したときに、平時的な改良事業をやつ  
ておつていいのだらうかということに  
疑問があるものであります。なるほど  
將來のために國が大きな改良事業に力  
を尽すといふことは、これは非常に必要  
であります。しかしながら本年あるい  
は明年ただちに生産力に關係があるこ

の大きな災害復旧の仕事に國が十分  
な手を尽すことができてなくて、そのた  
めに本来三年間でせひともやりたい災  
害復旧工事が五年になり六年になると  
いう今日の状況は、これはたいへんな  
ことじやないかと考へて感じており  
ます。そういうふうに考へて参ります  
と、こういう際には、あるいは改良事  
業等にはできるだけ限りの國費の支出を  
縮小したしまして、もつぱら災害復旧  
の方に重点を置くというの、一つの方  
法と考へるのであります。これは何  
しろ大蔵省だけでその方針をただちに  
きめるわけにも参りません。相手の省  
の御意見等も十二分に参酌いたしま  
して、今後の態度をだん／＼と研究し  
て参りたい、かように存する次第で  
ございまして。

○小峰會計検査院説明員 大平委員の  
御質問にお答えいたします。會計検査  
の結果、最近非常に不当工事という  
ものがたくさん見つかつて來ましたこ  
とは、御承知の通りであります。私も  
といたしましては、その原因がどこに  
あるか、また対策はどうしたらいいか  
ということは、いろいろ考へつくだけ  
のこととはとめまして、各御当局に御  
注意申し上げておる次第であります。  
ただいま仰せのように、改良工事を災  
害復旧と同じに扱つてはどうかとい  
う点であります。御意見としては大  
いに傾聴しなければいけない御意見と思  
ひますが、現在の法律も、御承知のよ  
うに相當程度今の御意見に近づいて  
おるのであります。昔の原形復旧主義  
といふのは相當程度緩和されてしま  
つたといふことは、あるいは農  
林關係でいいますと、効用の復旧と  
か、こういうような要素が取入れられ  
まして、相當程度改良に近いものが現  
在の法律でもすでに認められてゐるの  
でございまして。ただ著しく程度を越  
え、たようなもの、完全に便乗的なもの、  
こういうようなものが現在の法律、制  
度で排除されるわけでありまして。そ  
こでこれも含めて、同じ高い補助率で扱  
つていいかどうか、こういう問題にな  
ると思ひますが、御承知のよ  
うに災害復旧は非常に國庫の負担率  
が高いのであります。これに全部し  
わ寄せすることはいろいろの観点から  
うだうだ、こう考へるわけでありま  
す。繰返して申し上げますが、現在の制  
度でも、再度災害防止とか効用復旧とい  
うようなもので、ある程度の改良、  
原形を超過する分とか、あるいは原形  
のないうものについても若干の例外は認  
められてゐるのでございまして、それ  
以上のものにまで高い補助率で一緒に  
扱うという点につきましては、財政上  
とかいふ／＼な観点から申しまして少  
しどうだろうか、こう考へてゐるわけ  
であります。

○大平委員 私はお二方の御意見を伺  
いまして、信念を深くするので  
す。と申しますのは、すでに在來の原  
形復旧主義が部分的に修正されつた  
と、これはその通りだと思ひます。  
もうすでに今までの單なる原形復旧主  
義では、將來の災害予防に役立たぬと  
いうくらい災害の事態が魔力的になつ  
て來ておるといふことなんです。従  
つて改良的なものも、災害予防といふよ  
うなかつたところで災害のカテゴリーに入  
りつつあるといふことは、つまり災害  
の方がもう一般化しつつあるといふこ  
となんです。今の改良事業にいたしま

しても、あるいは災害の予防というよ  
うな観点からやつておる、あるいは災  
害の跡始末ということをやつておるの  
で、日本の土木事業というのは災害か  
ら切り離すことはできないものだろう  
と思うわけでございます。ところが原  
形復旧主義というものはもう古典的な  
もので、山が非常に荒れていなかった平  
和な日本の昔の財政原理であつたわけ  
ですが、これがだん／＼と事態に押さ  
れて改訂を余儀なくされているという  
こと自体が、すでに今の災害復旧費の  
取扱ひ方をかえなければならぬことにな  
つて来ておることを示すものではな  
いかと思ふのです。

そこで問題は、私は災害復旧事業の  
補助率にまで一般も引上げるといふの  
じやないのです。一般まで引下げたら  
どうか。一般と同じベースで考えたら  
どうか。今政務次官が指摘されたよう  
に、なるほど罹災地域の地方の負担の  
問題がござりますが、これは地方によ  
りまして、府県の財政との関連におい  
てそういう操作が可能なんでありま  
す。問題は、適正に、一定の計画に基  
きまして効果的に工事をやるというこ  
とに適した財政制度を考えた方がいいの  
だ。そのことが重点にならうと思ふの  
であります。費用負担の問題は、中  
央と地方との財政の交流計画で私は何  
とか片がつくと思ふ。この点は私  
もかね／＼からそれを考えておるので  
ござりますが、十分政府の方でも御注  
意願つて、御検討願ひたい。事態が非  
常にかわつて来ているのですから、こ  
れに應じたように、在来の原則はあま  
り死守しないでお考えを願ひたいと思  
ふのであります。ほかに用事もござい  
ますので、本日はこれだけを希望申し

上げまして、私の質疑を終わります。

**○井上委員** 政府次官に伺うのです  
が、ただいま大平君からも御指摘がご  
ざいました。補助金の不正な申請や  
使用等を抑制するといふ、このこと自  
身には何人も反対はないと思ひます。  
問題は、国の補助金政策をどうするか  
という全般的な基本政策の問題であろ  
うと思ひます。ごらんの通り、政府み  
ずからの説明によつても、総予算の約  
四割近いものが、補助金、負担金、交  
付金等の金額で占められております。  
そのウェイトの上から考えてみますと  
も、ほか補助金政策といふものが  
重要であるかといふことを私は考えま  
すとともに、それだけの大きな国の支  
出を見通しておりながら、それが最初  
申請通りの適正な効果的な効果をあげ  
ておるかどうかが、補助金がほんとうに  
効果的に使われておるかどうかがとい  
ふことについての報告といひますか、あ  
るいはそういうことを確実に把握をい  
たしまして国民の血税を有効に使うと  
いうことが、あなた方にまかされた仕  
事でありま。しかるに会計検査院の  
検査報告によりまするならば、恐ろし  
き不正が至るところに指摘されている  
が、一体これはどういふことですか、  
その点をあなた方はどうお考えになる  
かといふことです。つまり、何でもか  
んでも補助金を言うて来たから許可す  
る、そして実際にやらしてみたら、  
それがともない方面に不正に支出  
されたり使用される、結局はいろいろ  
な問題をそのことで起している、こう  
いふことでは、この責任は一体どこが  
負ふことになりますか。事業主体を、  
責任を持つておりますそれ／＼の各省  
庁が責任を持つておるようになりますか。そ

れともこれは大蔵省が責任を持つこと  
になりますか。一体どこが責任を持つ  
のですか。不正に使用した、不正な申  
請をしたという末端の事業申請をしま  
したものでないにたゞ責任を負つて、  
その補助金の支出を認めたところの政  
府の責任は一体どこがお負ひになりま  
すか。もちろん、不正申請をし不正使  
用をした当該の事業者団体そのもの  
は、それだけいろいろな形において責  
任を負わされるであります。ところが、  
そういう不正な申請であるといふことを  
知らずに補助金をやつたといふことに  
対する責任はどこが一体お負ひになり  
ますか。その点をまず伺ひたい。

**○植木政府委員** 補助金の不正な使  
用、不当な使用についての責任の所在  
の御質問でござりますが、この点は、  
当該の具体的な案件ごとについてい  
う場合があるかと考えます。もちろん、  
直接的な責任につきましては当該補助  
事業者の場合もございましょうし、あ  
るいはこれに補助指令を与えた公務員  
側に不正な事実がある場合もあるだろ  
うと思ひますが、その場合には、当該  
公務員なり事業者が直接責任の面に当  
るべきことはもちろんであります。し  
かしながら、これに対して監督の責め  
にあるところの当該省の上司も、法律  
上の責任はないかもしれませんが、政  
治的な責任もございましょうし、また  
政府全体といたしまして、そういう補  
助金を認めたといふことについての政  
治的な責任はやはり政府が負わなけれ  
ばならぬと考えるのであります。大蔵  
当局が予算の査定にあたりまして、そ  
の審査が十分でなかつた、あるいは十  
分やつたつもりであるけれども、能力  
が不十分であつたためにその詳細に

わたつての実情を把握することができ  
なかつた、それが補助金の不正、不当  
な使用の原因をなしているというよう  
な場合には、これまた非常に間接では  
ございましょうが、やはり間接的な責  
任は大蔵省側にもあると認めなければ  
ならぬと思ひます。かような意味にお  
きまして、やはり政府全体の責任であ  
り、大蔵省も財務の総括省としての責  
任がございますから、こうした補助金  
使用の適正化に関する方法として一つ  
の法案を試みに作案いたしました。皆  
様の御審議をお願いしておる次第であ  
ります。

**○井上委員** すでに会計検査院から昭  
和二十六年、二十七年と、毎年かくの  
ごとき膨大な決算報告に基く不正及び  
不当な支出が指摘をされて来ているに  
かかわらず、本年の予算を見まして  
も、われ／＼が考えてみても、こうい  
うものに補助しても一体効果的な結果  
が現われるかどうかと思はれるがごと  
き費目に多数補助がされております。  
私厚生省、文部省、建設省、農林省  
と、特に補助の要求を多くしておりま  
す。これら各省庁の補助金の予算額、補  
助率、補助の根拠法令を調べてみまし  
たが、これを一ぺん政務次官はごらん  
になつて下さい。あなたが今おつし  
やるようなまじめな気持ちで一体これ  
が検討されておるかどうかが、また予算執  
行の結果、適正に使われていないとい  
う会計検査院の指摘を再び受けるよう  
な項目がこれにないとおあなたはお考  
えになりますか。実際これは相当検討を  
要する項目がたくさんございます。だ  
から、補助金に対する政府の基本的な  
対策をもつと検討してみることがあ  
らうと思ふ。そうでないと、昨日も質問

をいたしたのですが、まったく補助金  
額が小額で、しかも年度にわたつてい  
る関係もあつて、ほとんど大部分が人  
件費に消えてしまつて、事業の実際効  
果といふものが現われない結果をわれ  
われは至るところに見るのです。そう  
いふ点について、単に従来してきたり  
づつとやつて来ているからというよう  
なことでは、依然としてこれを続けて行  
くつもりですか。補助金の各項目に対  
して相当検討を加えて、政府が責任を  
持つて支出する補助金については、末  
端においてもこの国の意思を十分尊重  
して、不正な支出のないように注  
意してやつてもらいたいといふことに  
しなかつたら、実際仕事ができぬよう  
な金をくれておつて、末端の方だけに  
負担ばかりさせやがつて、こういうこ  
とになつて、これでは実際補助的効果  
といふものはあり得ないですよ。だか  
ら、各省とも補助項目に対してあなた  
方の方でもつと重点的な補助方針に建  
て直すといふようなことにやれませ  
んですか。どうですか。もつと具体的  
な露骨な例を申し上げますと、この補  
助金をもつと、自分の一つの命令系統の  
勢力範囲にこの補助金を使つておると  
いふような何がたくさんわれ／＼うか  
がわれるので、そういうことであつた  
のでは、これはまづたく官儀の自己  
的な主張を温存するだけに補助金が活  
用されて、国民は少しも利益を得るこ  
とができ得ないといふことになりま  
すから、われ／＼はさうな補助金の使  
い方を見のがすわけには参りません。  
そういうことについてどうお考えにな  
りますか。

**○植木政府委員** 補助金の実際の効率  
の問題、あるいはその目的の問題等に

つきましては、予算の策定に際しまして各省と十分に審査し合ひまして、法律のあるものにつきましては、当該法律の精神を十分咀嚼咀嚼をして、そうしてお互いに協議の上で適正なところにきめることに各省とも十分な努力を払つておるつもりでございます。しかしながら遺憾にも、それが時にはたゞいま御指摘のごとききまづい事態を生じておることがありますので、この点われわれ財務当局としては非常に遺憾に存じておるのでございます。本年度のたくさんのこの補助金、予算総額に対してその三割ないし四割にも当つておると思ふこの補助金が、適正に、何らの不正不当がなく使用されるかどうかについて自信を持つておるかと言われますと、そうあることを期待いたしておることは申し上げられますが、全然そういう間違ひがないということを保証することは、どうも私の立場として、過去の会計検査院の御調査の結果等にかんがみても言い得ないのではなから、遺憾ながらさようにお答えするよりほかないのであります。

しかしながら補助金の使用の問題に對しましては、ことに適正にやつてもらいたい、また今御指摘のごとき、補助金がほんとうに効果を發揮するように、これは国民の税金のかたまりによつて支出されるものでございまして、それがほんとうに効力を發揮するようにというような意味においては、十分意を用いておるつもりであります。しかししたくさんの補助金の中で考へてみますと、効果がどうも疑わしいと思ふものもなきにしもあらずでありましたので、本国会におきましても、御承知のごとき、補助金の整理に

関する法律案を提出いたし、御審議をお願いいたしまして、予算の方にもそれと関連をして同様な取扱ひをして、御審議を願つたのであります。その御審議の経過によつてわれ／＼考へてみますと、ただいま井上委員の非常に正義に燃えたお言葉でございましたが、遺憾ながら必ずしもそうしたお考えだけではない。私は、財務当局として本国会における補助金の整理に関する法律の御審議の模様を拝聴いたしておりましたも、もつと／＼補助金というものを厳格に考へていただいて、そうして国会で補助金というものについて、ただいま井上委員の御指摘になつたような厳正な意味で御審議が願へたらなあと、このような感想を述べたのでございまして。

今後の問題といたしましては、今国会で補助金整理に関する当該委員会の御要望もございましたので、しかるべき時期に、しかるべき方法をもつて、補助金全体にわたつて来年度の予算編成までにまた十分検討をいたしまして、次の国会にまたあらためて皆様の御審議を仰ぎたい、かように考へておる次第でございます。

以上簡單でございしますが、お答えをいたします。

○井上委員 次は何いですが、各種民間団体へのい／＼の指導、奨励といひますか、そういう形の補助金が相当出ているようでございますが、こういうものは将来整理する方針ですか、それともさらに国会の方で必要な法律をつくつた場合には、その法律に基いて補助を認めるつもりでありますか、はなはだ抽象的でございすけれども、一応それを伺つて、その次に私から具

体的に質問いたしますから、そのことについて一応政府の所信を伺いたい。

○植木政府委員 お答え申し上げます。ただいまのごとき一般的な御質問に對する財務当局の意向はいたしましては、補助金というものはなるべく少くして参りたい、ことに民間団体に對する補助金等のごときもできるだけ避けて参りたい、かように考へておる次第であります。ただ具体的な案件によりましては、どうしても国が補助する必要があると認められた場合には、やむを得ず最小限度に認めて参りたい、かような考へ方でございまして。

○井上委員 ただいま隣の農林委員会において、農業協同組合法の一部改正の法案が審議されております。この法案は、御存じの通り、農業協同組合の中央会をつくりまして、農業協同組合内部のい／＼な指導または適正な運営を統一してやろうという考へ方に立つておるようであります。これは自由党の議員が中心になつて、従来政府案で提出しておりましたものを、議員提出として国会に提案されて来ております。そして今審議中でございます。

いう点には十二分の意を用いて御善処  
相願いたいと考える次第でございます

○井上委員 私、さいぜんあなたが  
私の一般的な質問の際にお答えになり  
ましたその考え方が正しいと考へてお  
ります。あなた方政府みずからが、日  
本の当面しております財政の緊縮をに  
なり現在から考へて、できるだけ不要  
不急の支出は抑制する、そうしてでき  
るだけ効率的な適正なものだけを認め  
る、こういう基本方針を貫くことが今  
日ほど大事なときではないと考へる。そ  
ういうときに議員提出で国会で  
法律がつくられましようとも、その法  
案が提出されて、まだ政務次官がそれ  
に対して何ら法案自身もごらんになつ  
てないということでございますが、一  
応それを一べんごらんくださつて、義  
務づけの規定が設けられたり、あるい  
はまたは補助を云々の国の負担に関す  
る規定が設けられる場合は、当然にあ  
なた方が政府をおつくりになつて、あ  
なた方の党が中心になつてそれを推進し  
ておる現状から、その点はもつとお互  
いが話し合ひをすべきじゃないか。そう  
でない、これは先般もここで政府当  
局に質問をいたしました、昨年の風  
水害等によります特例法がたぐさん出  
ました、これはいずれも予算の伴  
う立法であつて、しかもそれは予算の  
範囲内であるということが規定されて  
あります。小額の災害補助につい  
てはことごとく切つてしまつて、予  
算的措置がしてありません。災害復旧  
のよう重大な国の補助を要するもの  
でありまして、政府の予算の都合か  
ら切られておるわけです。そうして  
ごく限られた災害復旧の予算の中

ら、一時あたまをわしするにしても小額  
のものでやむを得ないものはその中で  
ひとつ何とか始末をせよというくらい  
までにあなたの方ではきゆうくつな割  
当を各県にしておるわけです。そうい  
う事実から考へてみて、国の予算を伴  
う議員立法がされまう場合は、財務当  
局としては国の今置かれておる財政の  
規模の現状から、ことに国民負担を軽  
減しなければならぬ。そしてまた実際  
納めてもらつた税金が最大限に有効に  
活用され、使われなければならぬとい  
うことがあなた方に課せられた責任で  
ございませうから、そういう意味から、  
これら団体の持つところの任務は非常  
に重要であり、かつわれ／＼もこの団  
体の拡大強化を要求するものでありま  
すけれども、それは団体自身の内部に  
おいて最大限の努力を払つてもらつ  
て、その上どうしても国としてやらな  
ければならぬ必要がある部分に限つて  
は、これはまた政府の方で御検討願つ  
て必要な措置を講ずるということが、  
適当ではないかとわれ／＼は考へま  
す。そういう意味からも、すでにこの  
法案が成立するかわからぬというとき  
でもあるのですから、よほど政府の方  
で慎重にひとつ御検討願うとともに、  
また国会としても、せつかく法律はで  
きたわ、補助金はもらえないわ、法で  
規定してある活動はできないわという  
ことになつたのでは国会の面目まるつ  
ぶれです。そういう点から、これは国  
会と政府当局との間に無理のない御解  
決をするように、ひとつ政務次官の任  
務を果されるように私はお願いをしま  
す。

さらにもう一つ伺つておきたいの  
は、補助問題につきましては、補助金、  
負担金、利子補給等の問題については  
きわめてきゆうくつな、まつたがん  
じがらめの規定を設けて末端に適正に  
効率的に使うように御指導されよう  
というのでございませうが、一体起債はど  
うするのです。起債に対しては何ら規  
定はありませんが、一体起債はこれ  
いいとお考へになつておりますか。補  
助金の方はえらいきゆうくつなもの  
が来るが、起債は野放しにしますか、こ  
れはどういたすつもりですか。起債の  
認可、許可を見ておりましても、相当  
おかしなものがたくさんある。また目  
的通りに使われていないものが至ると  
ころにわれ／＼には見受けられるので  
すが、それによる地方財政の負担及び  
この金利の支払いのために非常に困つ  
ておる実情を見受けるのです。この起  
債の許可もみなあなたの方でおやり  
になるのですか、一体この方はそのま  
まほつておくのですか、これはどうす  
るつもりですか。

○植木政府委員 前段のお言葉はま  
ことにございませう。私非  
常に心強く感ずる次第であります。先  
ほどの法律案の問題につきましては、  
できる限りよく調査いたしまして、善  
処いたします。

次に起債の問題についての御質問で  
ございませうが、起債の問題につきま  
しては、大蔵省、自治庁等が十二分に連  
絡をとりまして、各地方団体等が申請  
して参りましたその起債の内容を十二  
分に審査し、かつそれ／＼所管の各省  
に關係あるものにつきましては各省の  
行政方針ともならひ合せまして、そう  
してでき得る限り厳正に許可をする方  
針をとつております。しかしながら今  
日、この起債の許可につきましての特  
別な法令、規定等はございませんの  
で、今後ともこうしたことについては  
いかなる方途を策すべきかについては  
なお一層研究をしてみたい、かように  
存じております。

○井上委員 実は補助金等に係る予算  
の執行の適正化に関する法律案を審議  
するにあたりまして、今申しました起  
債に対する許可、認可の条件について  
も、やはりこれに右へならえの一応の  
政府の指導的な方針をお立てになつ  
て、そうして各地方団体等の間に協力  
をせしめらうということに持つて行く  
べきではないか。そういう点について、  
その当該理財局の資金課ですか、こ  
らとよく御相談されまして、どうやつ  
たら一体そういう一応不正が防げるのか  
いことについて一応御検討されて、所  
要の政府の方針を本委員会へお示し願  
うような御処置を私は要求いたしてお  
きます。

それから時間が大分迫つて来ました  
から、会計検査院に一応伺ひをいた  
します。いろ／＼会計検査院は御苦労  
にも予算執行について、特に補助金、  
交付金等の適正な使用について決算の  
検査の上から御指摘をされて、国会に  
もいろ／＼報告がなされております  
が、さきに大平君の質問に対しまして、  
不正不当の支出についての原因がどこ  
にあつたか、どうやつたらそういうこ  
とを防げるかというようになつてい  
て、それ／＼の当該各省に必要な検査  
の結果に基く意見というものをにつけて  
報告をしてある、こういう御報告がご  
ざいました。それはその報告のしつぱ  
なしですが、あなた方が、不正の使用  
が行われ、不当な支出が行われておる  
しかもこれはこういう原因に基くこと

であるからこういうぐあいに善処する  
必要があるということをお該省庁に申  
し入れて、報告をなされておるのであ  
りまして、申し入れのしつぱなしで、相手から  
これに対してこれはこういうふう  
直して行きますとか、ここをこうい  
うふうに改めまうというふうなことがあ  
りますか、それは全然ないのですか。  
その責任の所在をもう少し明確にし  
ていただきたいと思います。

○小峰会計検査院説明員 会計検査院  
では二、三年前から全国的に、特に公  
共事業関係の補助について検査をやつ  
ておるわけでありませう。その結果、昨  
年あたりになりました、大体不当工事  
の生ずる原因がどこにあるか、この対  
策としてはどういふものが考へられる  
かということをお考へ中、たまた／＼昨  
年のあの大災害が起きたわけでありま  
す。また従来通りの轍を踏みまして、  
あとで検査院がまわりまうとぞろ／＼  
という／＼な不当の事実が出るという  
のでも非常に困るわけでありまして、  
何とかさういふのを未然に防止したい  
という一つの考へをいたしまして、先  
ほど申し上げましたように昨年の夏、  
關係各省に對していろ／＼な意見  
の表示をしたのであります。検査院の  
二十七年年度の検査報告の百六十六ペ  
ージに大体の項目だけは書いてございま  
す。これは相当種類が多かつたのであ  
ります。これに對しては各省から  
はそれ／＼回答をいただきまして、こ  
の一部についてはすでに実現の運びに  
なつたものもございませう。大部分はな  
かなか私どもが考へておるほど早くは  
実行に移されないのでありますが、一  
部につきましてはすでに改善の運びに

なつたものもございます。たとえば最近衆議院を通じて参議院にまわりまして、昨日参議院も通つたと思ひますが、農林水産業の暫定措置に関する法律案、こういうふうなものもその一つの現われかと考えておる次第であります。

○千葉委員長 出資の受入、預り金及び金利等、証券取引法の一部を改正する法律案の同案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。

この際お諮りいたします。ただいま議題となつておりまする両法案中、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案につきましては、去る四月二十八日の委員会におきまして、自由党の藤枝泉介君より修正案が提出せられ、提出者から趣旨の弁明を聴取いたしましたのでありますが、本日提出者よりこの修正案を撤回したいとの申出がありますので、委員会といたしましてこれを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつてこの修正案の撤回はこれを許可するに決しました。

次に、改進黨内藤友明君より、あらためて各派共同提案にかかる修正案及び自由党、改進黨、分自党の三派共同提案にかかる修正案がそれぞれ提出されておりますので、この際両修正案につきましてそれぞれ提出者から趣旨弁明を聴取いたします。提出者内藤君。

出資の受入、預り金及び金利等

の取締りに関する法律案に対する修正案

出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律

第一条中「若しくは暗黙のうちに示し、又は後日出資の払いもどしとして出資金の金額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭の支払がある旨の誤解を生じさせるような仕方をを用いて、」を「又は暗黙のうちに示して、」に改める。

第九条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第十三条とし、第八条を第十一條とし、第七條中「前四條」を「第三條から第七條まで」に改め、同条を第九條とする。

第六條の次に次の二條を加える。

(貸金業の届出)

第七條 業としての金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介(その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの並びに物品の売買、運送、保管及び売買の媒介を業とする者がその取引に附随して行うものをのぞく。以下「貸金業」という。)を行う者は、その業を開始したときは、遅滞なく、政令で定める事項を記載した書面を添えて、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項に変更があつたときも、その変更があつた部分について、また同様とする。

2 貸金業を行う者は、左の各号の一に該当するときは、遅滞なく、政

令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 貸金業を三月以上の期間にわたつて休止するとき

二 貸金業を三月以上の期間にわたつて休止した後貸金業を再開したとき

三 貸金業を廃止したとき

(報告及び調査)

第八條 大蔵大臣は、貸金業の実態の調査のため必要があるときは、貸金業を行う者からその業務に関する報告を徴し、又は当該職員をして貸金業を行う者の営業所又は事務所に立ち入り、その業務に関する調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第九條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第十條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基く権限の全部又は一部を都道府県知事に委任することができる。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第一項但書を次のように改める。

但し、第三條、第七條、第八條並びに第九條中第三條及び第七條に係る部分、第十條、第十一條中第三條に係る部分、第十二條並びに次項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。

附則第十項中「預り金となるべき」を「貸金業の実態を調査し及び預り金となるべき」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第三項から附則第九項までをそれぞれ二項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の二項を加える。

3 第七條の規定の施行前から引續いて貸金業を行つてゐる者(その業を休止している者を含む。)は、この法律施行後二月以内に、政令で定めるところにより、大蔵大臣に届け出なければならない。但し、当該期間内にその業を廃止する場合においては、この限りでない。

4 前項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案に対する修正案

出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案の一部を次のように修正する。

第五條第一項中「三十銭」を「三十五銭」に改める。

○内藤委員 ただいま議題となりまし

た出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案に対する五派共同の修正案につきまして、修正趣旨を弁明いたします。

修正案の案文につきましては、お手元に配付してある印刷物をごらん願うことにいたしましたので、この際朗読を省略させていただきます。

まづ修正案の第一点は、政府の原案におきましては、後日出資金の金額もしくはこれを越える金額を支払うという誤解を生じさせるような仕方をを用いて出資金の受入れを禁止しているものでありますが、この点を削除することとしたのであります。

その理由といたしましては、「誤解を生じさせるような仕方を」という表現の意味がはなはだ不明確といふべきでありまして、実際の取締りにあたり、これが不当に拡張解釈され、または濫用されるおそれがあるにしもあらず、これがため単に直接人権を侵害するばかりでなく、間接に信用を毀損し、社会的に及ぼす影響と犠牲も少くはないと考えるのであります。

もちろん法律の盲点について脱法行為をあえてしようとする悪質の知能犯を漏れなく取締るためには、あらゆる不測の事態をカバーできるような完全な規定の仕方が必要であるといふことにつきましては、了解するにやぶさかでないものであります。

一面いやくしくも嚴罰をもつて臨む取締り法規の建前といたしましては、取締り対象についてそのものずばりを明確に規定することが望ましく、かつ正しいと考えるわけでありまして、かつ第八條には、出資金受入れの禁止に対する脱法行為をも処罰する規定も設けられてゐるのであ



りますから、これらの理由によりまして、以上削除を行うこととしたのであります。

次に修正の第二点は、政府の原案におきましては、貸金業法は廃止するというものになっておるのであります。が、貸金業は質屋営業と相並んで、町の金融機関として相当庶民金融に貢献しているところも少なくないのであります。全然これを野放しにするということは、取締りあるいは実態把握の必要からいたしましても適當でないと考えるのであります。そこで貸金業を行う者は大蔵大臣に届け出なければならぬこととし、大蔵大臣は、これに對し必要があるときは業務報告を徴し、または立入り調査をすることができるといたしましたのであります。但し大蔵大臣のこれらの権限は、都道府県知事に委任することができるといたしましたのであります。

なお、これらの規定に関連して輕微な罰則を設けることといたします。もと、法律の題名をこれに即応するよう改めることといたしました。以上が本修正案の理由及び内容の概要であります。

次に、三派共同修正案について修正の趣旨を説明いたします。

政府の原案におきましては、第五条中日歩三十銭を越える利息を禁止しているものであります。これを三十五銭に修正することとしたのであります。

すなわち、現在貸金業に対する指導金利は日歩五十銭以下となつており、また質屋営業におきましても、高いところは月一割二分という利息も無いわけではあります。このような庶民金融の実情から考えますとき、これを

を一挙に、または一律に日歩三十銭ということに制限いたしますことは、あまりに現実を離れ、しかも違反者に対しては嚴罰をもつて臨もうというのであります。やや苛酷に失するきらいを免れません。のみならず名実とも法律の实效性ないしは法律効果を確保するといふ点から考えましても、適當ではないと思われまします。若干これを引上げることとしたのであります。

以上、何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○千葉委員 長 此にて修正案の趣旨弁明は終了しました。

○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております両法案につきましましては、大体質疑も尽され、またたゞいま提出になりました両修正案につきましても、たゞ議論をいたした点でありますので、この程度にて両案の質疑は打ち切り、ただちに討論、採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員 長 御異議ないようでありますから、ただいまの両案及び修正案に対する質疑は以上をもつて打ち切り、これより討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。内藤君。

○内藤委員 私、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案に對しまして、附帯決議を出したいと思ふのであります。案文を朗讀いたします。

出資の受入、預り金及び金利等

の取締等に関する法律案に対する附帯決議案

第二条第二項の不特定且つ多数の者という中には、株主といへども特定できるものはこれを包含しない趣旨であるから、本案の運用に當つては、不當に檢察権を發動することのないよう、十分に慎重適切を期せられたい。

○千葉委員 長 次に、井上良二君。

○井上委員 私は両派社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案及び出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案に對し、修正案のうち、各派共同提案にかかる部分及び同部分を除く政府原案に賛成するものであります。特に修正案中、自由党及び改進黨並びに日本自由党の提出にかかる金利引上げの部分については、絶対反対の意思を表明するものであります。

吉田内閣が、過去数年にわたり、国力をまつた無視した財政、経済政策を強行して来た結果は、インフレの高進となり、国民生活の破綻と金融難はここ数年來激化の一途をたどつて来たのであります。この国民の生活難と金融難に當面をいたしますや、金融法規の不備欠陥を利用し、一部の金融業者の中には、まつた誇大な宣伝や広告によつて、不特定多数の者から高金利をえきにして出資をさせ、あるいは預かり金類似行為を行うなど、いわゆる特殊金融機関なるものが雨後のたけのこのごとく続出して来たのであります。私も、これらの町の金融機関が現行各種金融法規を無視し、

広告宣伝とまつた相反する不健全な運営を行つてゐることを指摘し、あるいはこれを放任することは、膨大な大衆に不測の損害を与えるのみならず、正常なる金融を攪乱することも予想されるので、政府に對して幾たびか警告を重ねて来たにもかかわらず、政府はその指導取締りについて何らの対策を講ぜず、遂に保全経済会、日殖事件を引き起し、さらに政府のデフレ政策による金融引締めによつて、これらの町の金融機関が統々と閉店、休業を始め、しかもそのために犯罪を構成することが判明しただけでも、その会社の被害者は今日まですでに十一万九千余人に上り、その被害は実に二十二億一千百万円に及ぶという事態になつて、この事態に驚いた政府は、初めてこれらの町の金融機関を取締る法律を提出して来たのであります。ところが、この両法案の審議にあつてきわめて遺憾な事態が起つたのであります。すなわち一部業者の猛運動があつたとか、かつたとかいわれておりますが、この政府提出法案に對し、与党の自由党は、いろいろ／＼な修正を企図し、さなきだにおそきに失する法案の成立を一層遅延せしめ、審議未了に追い込もうとするがごときは動きを見せることは、与党として政治責任を重く重大であるといわねばなりません。特に自由党が改進黨に呼びかけ、金利取締りの規定を日歩三十銭から三十五銭に引上げる修正案を提出いたしましたことは、断じて承服しがたいのであります。(「ヒヤヒヤ」このことは、政府が現にとりつある財政、経済政策に對し、与党みづからが反対するというゆゆしき問題となるのであります。すなわち、今国

会冒頭に行われた政府の施政方針演説において、総理大臣、大蔵大臣、経審長官は口をそろえて、国力を無視した財政規模の膨脹がインフレを助長し、日本商品の国際市場における競争力を失はしめ、国際収支を悪化せしめておるのであるから、今日わが国の財政政策にかけられた最も重大な課題として、財政投融資を極力抑制するとともに、金融の引締めを行い、物価引下げをはかり、国際輸出の振興をはかり、収支の均衡をはからねばならぬことを国民に訴へたのであります。政府が強調するまでもなく、物価引下げのためには、商品コストを構成する原料、金利を引下げなければなりません。特に低金利政策の必要は今日常識となつておるのであります。政府みづから、町の高金利の最高が日歩三十二、三銭であるといふことを説明し、しかも政府原案は、この最高に近い日歩三十銭としておるのであります。ところが、この政府原案を忠実に支持すべき与党が、これを三十五銭に引上げを画策するが、これは、まつた政治責任を無視した恥知らずの態度であるといわなければならないのであります。聞くところによりますと、この金利引上げの修正をめぐつて、一部業者が策動したとか、あるいは自由党議員のところに数万円を金を出したとか、そんなことがうわさされておるのであります。私は、名譽ある国会議員が国民全体の奉仕者であることを忘れ、一部業者の策動によつてこのような国民経済再建のための重要法案が曲げられ、現に町の金融機関が一部檢察当局の取調べを受

け、またこれらの事案に議員が関係し





す。ただししながら、何ゆえにそれほどずさんな法律に賛成をするかという問題であります。簡単に申し上げますと政治情勢、われ／＼は先般われ／＼の方の藤枝君から出しましたように、利息は法律で定めたい方がよろしい、二十銭のところは二十銭、十銭のところは十銭、四十銭のところは四十銭、五十銭のところは五十銭で貸し借りをさせるべきだ、暴利の方は別に取締れるところがわれ／＼の考えをさらに貫こうといたしますと、改進黨の同調を得ることはできない。改進黨はあくまでも法律の数字で規定するという考え方に賛成をしておられる。それでは本会議で再び先般のごとき事態を引き起こすことをおそれるので、改進黨の諸君が同調される三十五銭の線で、われ／＼は正直に申しますと先般の修正案を撤回いたしました。あらためてこの共同修正案に賛成したのであります。三十五銭がいいのかということでありまして、三十銭よりも三十五銭の方が幾らか被害が少いことは間違いありません。ですから、せめてこの被害を少なくする、そうして政治的に保守各党の賛成を得られるという線に同意をしたのであります。しかしながら総務会におきまして、このような法律はこの次には撤回すべきだという意見が相当強く現われておるのであります。かような意味におきまして、いわば政治情勢からこの修正案並びに修正案を除く原案に賛成をいたしますけれども、この運用にあたりましては十分な注意をして、零細金融によつて仕事をし、生活をしておる人たちがこの法律によつて逆な苦しい立場に追い込まれるようなことのないように御留意を願いたい。

そのような場合には、政府が進んでまいたことが改正の案を出してもらいたいということをおし上げて、賛成の討論を終りたいと思ひます。

○浅香委員 各派からの討論がただいま終つたやうであります。先ほど社会党の右派井上良二氏からの討論の言葉の中に、わが党の委員の中で十萬円もらつたかのような、もちろん言葉のしりをうまく言われましたけれども、何かこういつた黄白がばらまかれたことによつて三十銭の政府原案を三十五銭にするという修正案に同調したかのようなお話がありましたことは、私はこれは非常に誤解を生む大きな原因であるかと考へるのでございます。私ども三十銭を三十五銭に修正いたしましたことにつきましては、ただいまわが党から山本委員がある述べました通りでありまして、これがために、実はこゝういふ風評が飛びましたために、わが党におきましては大蔵委員全部集まりまして、その真偽を確かめたところ、委員一人として業者から黄白を見せつけられたり、あるいはさういふ誘惑によつて今度の修正に同調した人はいくらもございませぬ、同時にまたさういつた金をもらつた人は一人もないことを私はここに断言いたします。とともに、こゝういふ言動につきましては、ややもすれば世上誤解を招くおそれがありますので、委員長におかれましては、もし井上委員の討論の中に不穩当の言があるとお思ひになりました場合には、これをひとつお取消しを願うように、委員長において善処されまことを望みます。

○千葉委員長 井上君の……（井上委員「井上」という名前が出た以上は発言

を許さなければいけません」と呼ぶ）井上委員の発言について、後刻速記録を取調べた上で善処したいと思ひます。ですから、さういふ御了承願ひます。

（井上委員「いや善処する必要はありません。それはやめてください」と呼ぶ）

○千葉委員長 それでは発言を許します。井上君。

○井上委員 私はさういふ誤解の生じるようなことは言つたことはありません。もつと露骨に言えば、新聞に報道されておりますあらゆる問題を出して来て言いたいのですけれども、それはお互い議員の立場もありましようから、できるだけ私は遠慮して申し上げておるのです。しかし私の言うておる事実がそれほどお気に召さなければ、原稿をここに持つておりますから、原稿を見た上で言うていただきたい。私は決して自由党さんの立場のないようなことは言うてありません。名譽ある国会議員が、一部業者の運動によつて国全体の経済に及ぼす重大な法案を曲げるようなことは断じてないといふことは考へると書いてあるのだ。さういふ討論をしておるのです。そこところは、浅香さんの発言は誤解です。

○千葉委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず証券取引法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

（総員起立）

○千葉委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。次に、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案について採決いたします。

まず、内藤君提出にかかわる各派共同提案の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を求めます。

（総員起立）

○千葉委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、内藤君提出にかかわる自由党、改進黨、日本自由党の三派共同提案の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○千葉委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました両修正案のそれ／＼の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

（総員起立）

○千葉委員長 起立総員。よつて本案は内藤君提出の両修正案のごとく修正議決いたしました。

次に、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律に対する内藤君提出の附帯決議について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

（総員起立）

○千葉委員長 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。

なおただいま議決いたしました両法案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）と云ふ者あり

○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任をいたしたものと決しました。

本日はこの程度で散会いたします。  
午後零時三十五分散会

（参照）  
出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案（内閣提出）に関する報告書  
証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
（都合により別冊附録に掲載）

昭和二十九年五月二十二日印刷

昭和二十九年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局